

次世代育成推進法 行動計画

2020年10月

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間：2020年11月1日～2025年3月31日

2.目標と取り組み内容・実施時期

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<取り組み内容>

2020年8月～ 産前産後休業・育児休業制度に関する資料をまとめ、社内ポータルサイトにて周知

2021年4月～ 管理職を対象に研修を行う

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性・男性社員のための相談窓口を設置する。

<取り組み内容>

2020年4月～ 相談窓口の設置について検討

2021年4月～ 相談窓口の設置について社員への周知(社内ポータルサイトに公開)